

事業主のみなさま

労働保険の成立手続はお済みですか？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態に関わらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、**労働保険の成立手続を行う義務**があります。

労働保険の成立手続きがお済みでない事業場は、

三重労働局又は、最寄りの労働基準監督署へ相談してください。

労働保険とは

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、国が運営する社会保険制度のひとつです。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、給付等を行っています。

事業主のための助成金（就職が困難な者の雇入れや、労働者のキャリアアップや年収の壁対策などに取り組む事業主に助成）を支給しています。

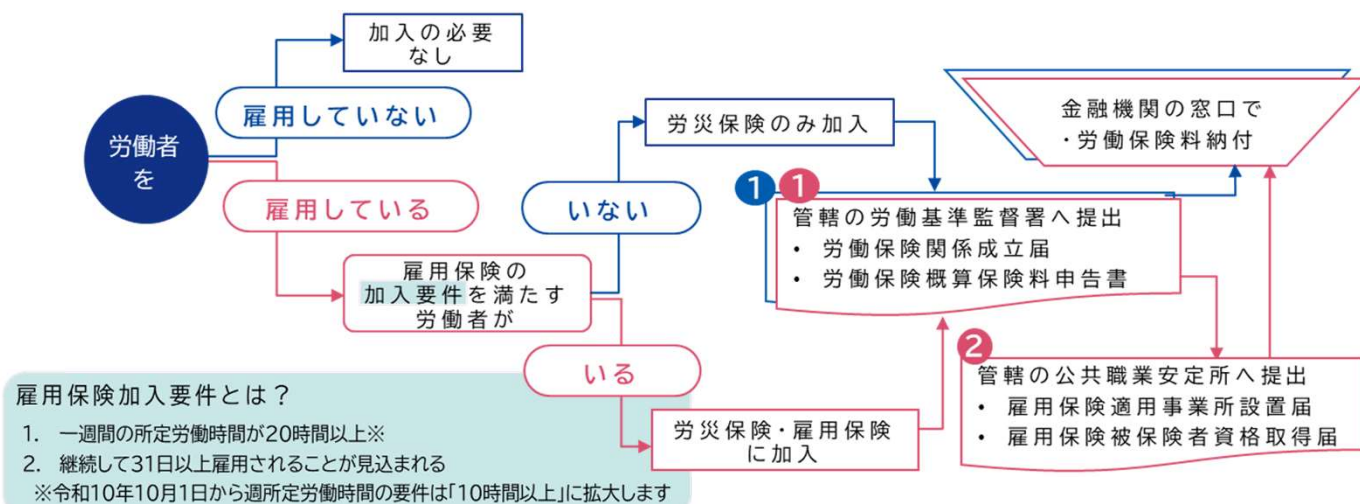
労働者とは

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態に関係なく事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

確認しましょう！



お問い合わせ

三重労働局労働保険徴収室 TEL059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へ